

財務 VOL.75

「美術品等の減価償却」と「ふるさと納税」の変更点

(1)美術品等の減価償却について

受付や待合用に絵画等を購入し、領収証を顧問税理士にお渡しした際、「その絵の大きさは縦横どれくらいの長さですか？」と聞かれたことはありませんでしょうか？

これまでは、**骨董品や絵画といった美術品等**が、減価償却資産として経費化できるかどうかの判定は下記のような税務通達に基づいておりました。

1. 美術関係の年鑑等に連載されている作者の制作に係る作品である場合
2. 1点20万円(絵画の場合、号2万円)以上である場合

上記要件にあてはまる場合、時間が経過しても価値が減少する訳ではないという考え方にに基づき、**減価償却資産として経費化できない**とされていましたが、この度、下記のような基準に改められました。

1. **1点当たりの取得価額が100万円未満**⇒原則として、減価償却資産(経費化できる)
2. **1点当たりの取得価額が100万円以上**⇒原則として、非減価償却資産(経費化できない)

- ※ ただし歴史的価値を有し、代替性のないもの(古美術品、古文書、出土品、遺物等)は非償却資産。
- ※ 1点100万円以上であってもケースによっては減価償却資産に該当する場合がありますが、適用要件が複雑ですのでここでの説明は省きます。
- ※ 一点30万円未満の場合は、他の減価償却資産と同様に一括経費化(即時償却)が可能。

なお、この改正は、**「平成27年1月1日以後に取得」**した美術品等から適用となります。

ですが、もうひとつ注目すべき点は、**「過去に取得」**した美術品についても同様の取り扱いが可能という点です。

「平成26年12月31日以前に取得」した美術品で、**1点100万円未満**のものは、平成27年1月1日以後**最初に開始する事業年度(適用初年度:個人事業は27年度)より、減価償却(即時償却)による経費化が可能**です。

ただし、過去取得美術品に対する減価償却については、上記における**「適用初年度」に減価償却を開始しないと、以後は一切の減価償却ができなくなります**ので、この点はくれぐれもご注意ください。

その他、「非償却資産」が「減価償却資産」になりますと、新たに**償却資産税の課税対象**になってしまうという点も、若干のマイナス面としてご留意ください。

(2)ふるさと納税の手続きと変更点

今年の確定申告の際には、多くの地方自治体の「寄附金受領証明書」を目にしました。100万円のふるさと納税をした方もおられます。「返礼品」が豪華になりすぎることに対する懸

念から、総務省が地方自治体に「良識ある対応」を要請するほどお得な制度として、いまや巷間広く認識されています。たまたまそうは言いましても、弊社のお客様でさえ、「何となく面倒そうだから」等の理由からまだ利用されていない方々も散見されます。そこで、そんな方々の為に**ふるさと納税の“基本的な流れ”**につきまして簡単に紹介させていただきます。

1. 地方自治体の選択

インターネットや書籍等で、地方自治体を選択する。

2. 寄附の申込

基本的には、地方自治体のHPに申込方法が記載されています(メールやインターネットでの申込が可能な地方自治体もあります)。

3. 寄附金の支払

払込票等により寄附金を支払います。今やクレジットカード決済が可能な地方自治体も多数存在しますので是非利用したいところです(ポイント加算の対象にもなるようです)。

原則、**寄附金を支払った年に寄附金控除等を適用**

※ クレジットカード決済の場合、**クレジットカード利用日の属する年**になりますので、利用日が今年度内であれば、来年度の住民税において税額控除が可能となりますが、クレジットカード会社から、地方自治体への入金が遅れるため、利用日から証明書の発行まで期間を要する場合があります(最長2ヶ月等)ようです。余裕を持って手続きをされることをお勧めします。

4. 寄附金受領証明書の受領⇒確定申告

後日**「寄附金受領証明書」**が届きますので、それに基づいて確定申告を行います。

次に、今年度以降の改正点につき再確認いたします。

①限度額の引上げ

平成27年1月1日より、住民税の寄附金税額控除の**限度額の引き上げ**が行われました(これまでは**個人住民税所得割の1割**だったものが**2割**となりました)。

つまり、**ほぼ全額元が取れる**(寄附金控除等の対象となる)ふるさと納税の**上限金額がこれまでの2倍**になりました。

②一定の要件のもと確定申告が不要に

平成27年4月1日より、もともと確定申告の義務のない方(例えば年収2,000万円以下の医療法人の役員等)につきましては、寄附を行った地方自治体が**年間5件以内(同一市町村へのふるさと納税であれば、複数回であっても1件とカウントされます)**であれば、**「申請書」に必要事項を記載して当該自治体に提出することにより、確定申告を行わなくても寄附金控除等が受けられる「ふるさと納税ワンストップ制度」**が創設されました。手続きは少し面倒のようですが、確定申告の手間を省きたい方は、是非ご検討下さい。